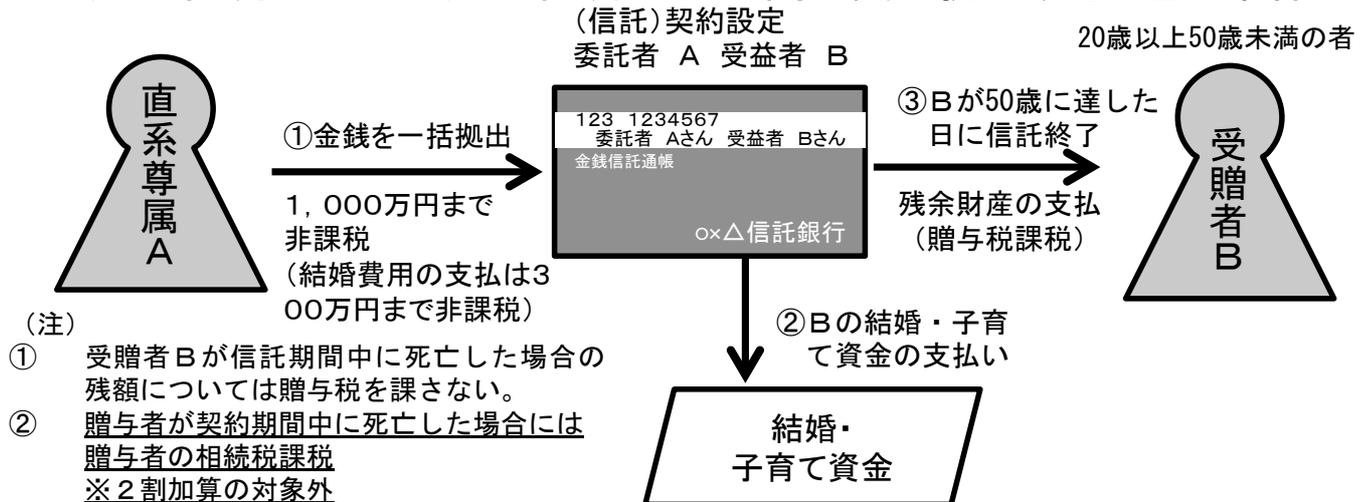


★平成27年度税制改正の資産税改正項目①

平成27年度税制改正法案は3月31日に参議院で可決・成立しました。今回の改正では、大きな個人資産税関連の改正項目はありませんが、新たな贈与税の非課税制度の創設など注目すべき項目がいくつかあります。今回は、税制改正項目のうち「結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置」についてご案内します。
(長掛栄一)

◎結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置（概要）

★平成27年4月1日～平成31年3月31日の間に資金拠出することが条件



※教育資金の一括贈与の非課税措置との相違点＜ポイント＞

- 本契約期間中に贈与者が死亡した場合には、贈与者死亡時点の契約残額を受贈者が相続または遺贈により取得したものとみなし、相続税が課税されます。
- ただし、受贈者がこれ以外に相続または遺贈により財産を取得しなかった場合には、①贈与者の相続開始前3年以内の生前贈与加算の適用はありません。また、②受贈者が贈与者の孫など、本来相続税の2割加算の対象となる者であっても相続税の2割加算の対象にはなりません。

◎結婚・子育て資金の範囲（詳細は内閣府発表のQ&Aを参照）

結婚資金の範囲については、入籍前後各1年間に支出した費用が対象となります。また、子育て関連は公的助成有無に関係なく対象となります。対象となる主な費用は次の通りです。

費用	非課税となる費目（取扱金融機関が提示された領収書等により対象費目か確認します）
婚礼	受贈者の挙式は結婚披露宴を開催するために必要な費用
家賃等	結婚を機に受贈者が新たに物件を賃借する際に要した費用で、賃料（契約更新後は更新後の賃料）、敷金、共益費、礼金（保証金など）、仲介手数料、契約更新料
引越	結婚を機に受贈者が新たな物件に転居するための引越費用
不妊治療	人工授精、体外受精、顕微授精など一般的な不妊治療に要する費用
妊娠健診	母子保健法に基づく妊婦健診に要する費用
出産	分娩費、入院費、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手当料、入院中の食事代など
産後ケア	産後（死産・流産を含む）1年以内に行われた産後ケアに要した費用
子の医療費	小学校就学前の子の治療費、予防接種代（任意・法定いずれも含む）、乳幼児健診に要する費用、医薬品代（処方箋に基づき処方されるものに限る）
子の育児	小学校就学前の子の入園料、保育料（ベビーシッター費用を含む）、施設設備費、入園試験の検定料、行事参加費用（保護者分は対象外）、食事提供費用、その他育児に伴って必要な費用など